

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会役員選任規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第4号

制定：平成24年11月18日

改正：平成26年12月 6日

改正：平成27年 9月 5日

改正：平成27年12月 5日

改正：平成29年11月25日

改正：平成30年 2月12日

改正：令和 元年10月16日

（目 的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下「本法人」という。）の定款第5章に規定する役員の選任について必要な手続きを定める。

（選任の公示）

第2条 理事長は、役員選任選挙最終投票日の3ヶ月前までに役員選任に関する日程など必要な事項を本法人のホームページに掲載し、会員に公示する。

（役員選任管理会の設置および構成）

第3条 本法人の役員の選任の円滑な運営を図るため役員選任管理会（以下「本選任管理会」という。）を置く。

2 本選任管理会の幹事長は、理事のうちから理事長が委嘱する。

3 本選任管理会の幹事は、正会員のうちから理事長が委嘱する。

4 幹事長および幹事の任期は2年とする。

（立候補の届出）

第4条 理事候補者および監事候補者となろうとする者は、本選任管理会が定めた期日までに、正会員10名または役員3名の推薦人の氏名が記載された推薦人名簿を必要な書類とともに本選任管理会に届け出なければならない。

2 前項に定める届出は、本法人が定める別紙様式第1号、別紙様式第2号および別紙様式第3号を用いて行う。

（役員候補者の要件）

第5条 理事候補者および監事候補者になろうとする者は、前条で本選任管理会が定めた期日の時点で、以下の要件を満たさなければならない。

（1）正会員になってから5年を経過していること。

（2）前事業年度末日時点（12月31日）において前年度までの会費を完納していること。

（3）理事候補者にあつては、役員選任を行うべき総会の開催予定日の属する年の4月2日の時点で64歳以下であること。

(4) 監事候補者にあつては、役員選任を行うべき総会の開催予定日の属する年の4月2日の時点で69歳以下であること。

(推薦人)

第6条 推薦人は、前事業年度末日時点（12月31日）において、本法人の前年度までの年会費を完納している正会員であり、かつ選挙当日においても正会員でなければならない。

2 正会員（役員を除く）は、複数の候補者の推薦人になることはできないものとする。また、本選任管理会の幹事長および幹事は、推薦人になることはできないものとする。

(候補者名簿)

第7条 本選任管理会は、提出された書類に基づき速やかに候補者および推薦人の資格審査を行い、理事会に候補者名簿を提出する。

2 理事長は、役員選任選挙最終投票日の1ヶ月前までに候補者名簿を本法人のホームページに掲載し、会員に公示する。

(辞 退)

第8条 理事候補者および監事候補者は、自らの意志で候補者名簿の公示前までに本選任管理会に届け出ることで、理事候補者または監事候補者を辞退することができる。

(選 任)

第9条 理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数の範囲内であるときには、代議員が信任投票を行い、投票した代議員の過半数の信任を得た者を当選者とする。

2 理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数を超えるときには、定款に定める数までの人数を代議員が連記する方法による投票を行い、得票順に定款で定めた数の上限までを当選とし、得票数が同数となった場合には正会員歴の長い候補者を優先し、正会員歴の長さも同等の場合は抽選により当選者を決定する。

3 本選任管理会は、投票の結果を有効投票数ならびに得票数とともに理事会に報告する。

4 本選任管理会は、投票の結果に従って当選者名簿を作成し理事長に提出する。

5 理事長は、本選任管理会から提出された当選者名簿を定時総会に提出して役員の選任を議事とする。

(結果の公示)

第10条 理事長は、選任結果を公示する。

(理事長・副理事長の選出)

第11条 理事会は、定款第22条第2項の定めるところにより、任期の最初の理事会において理事長および副理事長を選出する。

(欠員補充)

第12条 役員の欠員が生じた場合、第5条から第11条までの規定に関わらず、理事会は候補者を選定し、総会において役員の欠員の補充について、議事を求めることができる。

2 前項により新たに補充された役員の任期は、次の役員選任をおこなうべき定時総会終結時までとする。

(選任についての疑義)

第13条 理事選任または監事選任に関して疑義を生じたとき、理事長は、本選任管理会に調査審議を求めるものとし、本選任管理会の調査審議結果を尊重するものとする。

(附 則)

第14条 本規則は、平成24年11月18日から施行する。

第15条 本規則は、平成27年 3月14日から施行する。

第16条 本規則は、平成27年 9月 5日から施行する。

第17条 本規則は、平成27年12月 5日から施行する。

第18条 本規則は、平成30年 3月総会終了時から施行する。ただし、それまでは、選任管理会を委員会と読み替えるものとする。

第19条 本規則は、2020年 3月総会終了から施行する。ただし、第5条第1項第1号、第3号及び第4号については、2020年3月総会終了の翌日から施行する。

第20条 本規則は 令和元年10月16日から施行する。